

湯河原町告示第 13 号

湯河原町くらしの相談事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月19日

湯河原町長 内 藤 喜 文



湯河原町くらしの相談事業実施要綱の一部を改正する告示

湯河原町くらしの相談事業実施要綱（平成26年湯河原町告示第39号）の一部を次のように改正する。

第4条中「、電話」を削る。

第5条第2項中「相談時間」を「面接での相談時間」に改め、「、電話又は面接での相談は」を削る。

第7条に次の1項を加える。

4 委嘱された相談員は、誓約書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

第8条第2項中「秘書広報室長」を「くらしの相談事業所管課長」に改める。

第10条中「様式第1号」を「様式第2号」に改める。

第11条第3号を次のように改める。

(3) 前2号に掲げるもののほか、相談員として不適格と認められるとき。

様式第1号中「・電話」を削り、同様式を様式第2号とし、附則の次に次の1様式を加える。

様式第1号（第7条関係）

湯河原町長 様

誓 約 書

この度、くらしの相談事業相談員として勤務するに当たり、次の事項を厳守することを、ここにお誓いいたします。

- 1 全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念すること。
- 2 その職務の遂行に当たっては、法令、条例等に従い、かつ、くらしの相談事業所管課長の職務上の命令に忠実に従うこと。
- 3 その職の信用を傷つける行為又はその職務にふさわしくない行為をしないこと。
- 4 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も、同様とすること。
- 5 相談には誠実かつ公正に応じ、相談者の信頼を得られるように努めること。

年 月 日

住所

氏名

附 則
この告示は、令和8年4月1日から施行する。